

2011年6月9日提出

「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(案)に関する意見(パブリックコメント)

件名：基本指針案に関する意見

宛先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

氏名：特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金（JTET） 坂元雅行（担当）

郵便番号・住所：105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル5階

電話番号：03-3595-8088

FAX 番号：03-3595-8090

【意見を述べる背景】

2010年度に捕殺されたツキノワグマの数は3,003頭に達しました。近年では、2,021頭が捕殺された2004年度、4,340頭が捕殺された2006年度に続く大量捕殺で、2004年度の数を大きく上回っています。同時に、多くの人々の死傷も起きています。この事態は、人の生命身体を危険にさらし、多くのクマの生命を奪い、さらにクマの保全に対する人々の理解を後退させるという点でも非常に深刻です。

本来、鳥獣保護法は、このような事態が繰り返し起こることを防止する上で中心的な役割を果たすべきであり、現にそのような立法上の位置にあります。しかし、残念なことにその実現にはほど遠いのが現状です。そこで、今回の基本指針見直しに当たり、少なくともJTETは以下の点が反映されるべきだと考えます。

【意見】

意見1 第四 4 (2) ① 2) 予察捕獲 (88～89頁)

現行指針は、「ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする」としているが、都道府県の特定期策定策定の努力をいっそう促すため、以下の下線部のように見直しを行うこと。

「ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等については、特定計画を策定するよう努め、それに基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。」

意見2 第四 4 (2) ② 2) ウ (捕獲等又は採取等の数) (94頁)

末尾に、「特に、ツキノワグマなど有害捕獲数の年変動が大きく、捕獲数が多い年は相当量にのぼることがある種については、捕獲許可実績が、捕獲数が少ない年の実

績を大きく上回らないよう慎重に捕獲許可を行い、また捕殺に代わる学習放獣に積極的に努めるものとする」との記述を加えること。

意見3 「第九」（136頁）

「保護管理について特に配慮が必要な鳥獣」に関する第8項を新たに設けること。

意見4 「第九」（136頁）

「生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組み及び必要な実施体制の整備」に関する第9項を新たに設けること。

この項目は、「I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項 第十一 1 (2) イ」(50頁)において「条例に基づき鳥獣保護事業を実施する市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携し、また、関係行政部局間の連携を強化しつつ、鳥獣保護事業を実施するものとする。具体的には、委譲された権限を踏まえ、実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取組及び必要な実施体制の整備に努めるものとする」と記述されていることを受けて、記述されるべきものである。

新設された項目の中には、次の点を記述すること。

ツキノワグマのように、鳥獣と人間活動間の軋轢低減が喫緊の課題となっている一方、生息環境管理及び被害防除対策が十分でない鳥獣については、それらを推進する。

(1) 生息環境管理

本来の生息地の質を回復するため、たとえば森林が生息地となっている場合には、次のような管理を行う。

- ・自然林を中心とした森林の保護（連続した森林の維持、森林パッチ間のコリドー確保、森林パッチの林縁部最小化）
- ・人工林の広葉樹化
- ・人工林の手入れ（間伐など）による、食物となる下層植生の増加

(2) 被害防除対策

被害防除を効果的に行うため、たとえばツキノワグマのように鳥獣の行動圏と人の生活圏との重なりを避けるべき場合には、次のような対策を行う。

- ・鳥獣による里山及び里の利用形態の実態把握
- ・各地域に適した奥山と里の間の緩衝地帯の再構築（たとえば、斜面林、河畔林、果樹園、養蜂場などへの電気柵の設置、整備された林内で箱ワナ捕獲後の学習放獣の体制をとること、栽培作物の種類・栽培方法・植え付け配置を再検討することなど）

以上